

第73回 税理士試験

〔 事業税 〕

解答・解説レジュメ

第 7 3 回 税 理 士 試 験 事 業 税

●はじめに

今回の本試験は、〔第一問〕理論問題（配点50点）として（問1）（配点30点）では、法人事業税における是正措置のうち、(1)期限後申告納付及び修正申告納付及び(2)更正の請求に係る個別問題が（問2）（配点20点）では、法人事業税における鉄道事業と小売電気事業を併せて行う法人の税額算定について説明する内容が応用・事例問題の形式で出題された。

〔第一問〕（問1）は、(1)及び(2)の論点について、その内容を理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問2）は、2以上の事業を行う法人の法人事業税の算定について記述する問題で(1)課税方式を異にする事業を併営している場合と(2)分割基準を異にする事業を併営している場合について、それぞれ原則的取扱いと例外的取扱いについて理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問2）については、解答用紙の関係もあり想定される時間内での解答を作成すること（概要などまとめの作業）に時間が掛かり、また苦手としている出題形式であったため、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと考えられる。

〔第一問〕理論問題については、T A C の各講義や各答練等により、その内容を確認してきた問題である。したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば確実に得点を重ねられる問題であろう。

〔第一問〕（問1）は、理解している規定の内容を丁寧に記述するとその解答範囲が膨大になり、解答作成にかなりの時間が掛かる問題となっている。このため、解答用紙の枚数を意識し適宜まとめるなど、要領よく解答することが必要となる。また〔第一問〕（問2）は、当該問題も解答用紙の枚数と配点を意識し、各受験生が理解している内容を法令どおりでなくても、的確に記述することが求められるであろう。

〔第一問〕の理論問題全体として55分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第二問〕（配点50点）の計算問題については、（問1）（配点25点）が電気機械器具の製造業を行う法人の税額算定問題と（問2）（配点25点）畜産業、不動産貸付業その他の事業を行う個人の税額算定問題の2題の形式で出題された。

（問1）については、過去の本試験で何度となく出題されている外形標準課税方式のうち、資本割額についての税額算定問題であったが、「特定内国法人」、「半年決算法人」など、各受験生が見落としやすく苦手とする論点が網羅され、難易度が高い内容が出題された。

（問2）については、比較的平易な内容であったが、事業専従者控除額や各種控除の論点に注意を要する出題であった。

いずれの問題も①課税標準の算定と②分割基準を主な論点とする出題であるため「全国公開模試」や「実力完成答練第1回、第2回、第3回、直前対策講義第3回」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

基礎マスター・上級コースであれ、速修コースであれ、各種課題をしっかりこなしていれば、課税標準の総額の算定にしる、分割基準の算定にしる、比較的平易な内容の論点も多く、着実に得点を重ねた受験生もいたと思われるが、理論及び計算を含め、問題量やその解答量の多さから、思ったように解答作成ができなかった受験生もいるのではないか。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる計算問題ではあるが、各受験生の基礎的な実力が問われる内容であった。

理論問題とのかね合いもあるが65分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

Z-73-J 〔第一問〕 解 答

〔第一問〕 -50点-

問1 (30点)

2以上の都道府県において事務所を設けて事業を行う普通法人について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。ただし、延滞金、加算金及び還付加算金に係る説明は要しない。

- (1) 期限後申告納付及び修正申告納付
- (2) 当該普通法人が更正の請求をできる場合

問 1 (1)

1. 概 要 ①

法人事業税は、申告納付制度によるが、申告が期限内に行われなかったり、申告した課税標準額又は事業税額に不足額を生ずることも考えられることから、期限後申告納付及び修正申告納付の制度が設けられている。

2. 期限後申告納付 ②

(1) 内 容

申告書を提出すべき法人は、その申告書の提出期限後においても、決定の通知があるまでは、申告納付することができる。

(2) みなす中間申告

中間申告納付を要する法人が、その提出期限内に中間申告納付しなかった場合には、その期間を経過した時に於いて、予定申告による中間申告書の提出があったものとみなされるため、期限後申告納付の適用はない。

3. 修正申告納付

(1) 自主的修正申告納付 ③

申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は更正若しくは決定を受けた法人は、その申告書若しくは修正申告書に記載した又はその更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合）には、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した事業税額を納付しなければならない。

(2) 義務的修正申告納付 ③

申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、上記(1)の規定によるほか、その申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、その税務官署が更正又は決定の通知をした日から1月以内に、その更正又は決定に係る課税標準を基礎として、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した事業税額を納付しなければならない。

4. 分割法人の場合 ①

2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人（以下「分割法人」という。）が修正申告納付する場合には、その事業に係る課税標準額の総額（軽減税率適用法人の場合には、所得の総額を年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分した金額）を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に修正申告納付しなければならない。

問 1 (2)

1. 概 要 ①

法人事業税の是正措置として、既に確定した事業税額が過大である場合に、①納税者の権利の保護と②税務行政の円滑化の観点から、事業税の減額を請求する更正の請求の制度が認められている。

2. 通常の場合 ④

申告書を提出した法人は、その申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、次のいずれかに該当する場合には、その申告書に係る事業税の法定納期限から5年以内に限り、道府県知事に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（更正があった場合には、その更正後の課税標準等又は税額等）につき、更正の請求をすることができる。

(1) その申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとき

(2) その申告書に記載した欠損金額等が過少であるとき、又はその申告書に欠損金額等の記載がなかったとき

(3) その申告書に記載した還付金の額が過少であるとき、又はその申告書に還付金の額の記載がなかったとき

3. 判決等があった場合 ①

申告書を提出した法人又は決定を受けた法人は、次のいずれかに該当する場合には、上記2.にかかわらず、それぞれの日の翌日から起算して2月以内に、その該当することを理由として更正の請求をすることができる。

ただし、申告書を提出した法人については、その期間満了日が上記2.の期間満了日後に到来する場合に限る。

(1) その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（和解等を含む。）により、その事実がその計算の基礎としたところと異なることが確定したとき……その確定した日

(2) その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たって、その申告をし又は決定を受けた法人に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る地方税の更正、決定又は賦課決定があったとき……その更正、決定又は賦課決定があった日

(3) その他事業税の法定納期限後に生じた上記(1)、(2)に類するやむを得ない理由があるとき……その理由が生じた日

4. 法人事業税の特例

(1) 前事業年度分の更正等があった場合 ④

申告書に記載すべき付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額（以下「課税標準額」という。）又は事業税額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた法人は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告又は更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度分の確定申告書に記載すべき課税標準額又は事業税額が過大となる場合には、その修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知を受けた日から2月以内に限り、道府県知事に対し、その課税標準額又は事業税額につき、更正の請求をすることができる。

(2) 法人税の更正等があった場合 ④

申告書又は修正申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）が、その申告又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたことに伴い、その申告又は修正申告に係る付加価値額、資本金等の額若しくは所得（以下「収入金額を除く課税標準額」という。）又は事業税額が過大となる場合には、その税務官署が更正又は決定の通知をした日から2月以内に限り、道府県知事に対し、その収入金額を除く課税標準額又は事業税額につき、更正の請求をすることができる。

5. 分割基準に誤りがあった場合 ③

分割法人が主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は更正若しくは決定を受けた場合において、その申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあったこと（すべき分割をしなかった場合を含む。）により、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、その法人は、その関係道府県知事に対し、その過大となった分割課税標準額又は事業税額につき、更正の請求をすることができる。

6. 手 続 ①

更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前及び更正後の課税標準等又は税額等その他参考となるべき事項を記載した更正の請求書を道府県知事に提出しなければならない。

ただし、上記4. (1)又は(2)規定の適用を受ける場合においては、上記のほか、その修正申告書を提出した日若しくはその更正若しくは決定の通知を受けた日又は国の税務官署がその更正若しくは決定の通知をした日を記載しなければならない。

7. 道府県知事の措置 ①

道府県知事は、更正の請求があった場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等につき調査して、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求した法人に通知しなければならない。

なお、道府県知事は、その更正の請求に係る事業税の徴収は原則として猶予しない。

8. 虚偽の更正の請求に関する罪 ①

更正の請求書に偽りの記載をして道府県知事に提出した者その他一定の者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕（問１）では法人事業税の是正措置のうち、(1)期限後申告納付及び修正申告納付について、(2)更正の請求について出題された。

出題された内容は重要論点ではあるが、解答量の多い内容であったため、細かい部分まで記述することができなかった受験生もいると考えられる。

他の問題や時間との兼ね合いもあり必ずしも完璧な解答作成はできなかったと思われるが、法令及び理論マスターをベースとし、基礎的な論点について確実に得点する解答がのぞまれる。

〔第一問〕（問１）全体として、合格ラインは22点程度と予想される。

▶解答への道◀

〔第一問〕 問 1 について

- (1) 法人事業税の是正措置について問われた問題である。
- (2) 重要論点としておさえてなかった受講生も多かったのではと思われるが、いずれの規定も、どのような場合にその是正措置が行われるのか問われている。
- (3) 個別理論とはいえ、解答範囲が広く想定時間内に全てを記述できなかったと思われるが理論マスターをベースにより確実な解答が求められるものと考えられる。

【第一問】－50点－

問2 (20点)

税理士であるあなたは、鉄道事業を行っているS株式会社（以下「S社」という。）で税務申告を担当している甲氏から、第9期事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）分の事業税の申告について相談を受けた。S社の事業税額の算定に当たっての留意事項を中心に説明したいがどのように説明すべきか、次の【資料】に基づき述べなさい。

なお、課税標準及び税額は、事業部門ごとに別々に算定するものとする。

【資料】

- ・ S社は資本金の額20,000,000,000円であり、設立以来、鉄道事業を行っている法人である。
- ・ S社は令和5年4月1日から新たに電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（以下「小売電気事業」という。）を開始した。
- ・ S社は鉄道事業及び小売電気事業は基本的に区分経理しているが、一部、両事業に共通の収入及び経費がある。
- ・ S社の各事業における事務所又は事業所の所在状況は次のとおりである。
鉄道事業 ：A県、B県
小売電気事業：A県、B県、C県
- ・ 事業税の税率は、A県及びC県では地方税法に定める標準税率、B県では同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率を適用している。

1. 概 要

- (1) S社は所得等課税事業及び収入金額等課税事業を併せて行っているが、原則として事業部門ごとにそれぞれ課税標準及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものとされている。一方従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであるなど一定の状況にあるときは主たる事業の課税方式により課税して差し支えないものとされている。S社は基本的に区分経理しており、資本金の額が1億円を超えているため鉄道事業部門は外形標準課税により付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、小売電気事業部門は収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人事業税が課される。

なお、両事業に共通する収入及び経費は各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分する。

- (2) S社は鉄道事業と鉄道事業以外の事業を行っていることから、分割基準については、鉄道事業部門については、軌道の延長キロメートル数により課税標準を分割し、小売電気事業部門についてはその2分の1に相当する額は事務所又は事業所の数により、その2分の1に相当する額は従業者の数により課税標準を分割することになる。
- (3) 上記(1)及び(2)により、各県ごとに算定された分割基準に各割ごとに規定された税率を乗ずることにより、各県に納付すべき事業税額が算定される。

2. 課税標準

(1) 鉄道事業 5

① 外形対象法人

外形標準課税の対象となる法人（以下「外形対象法人」という。）とは、電気供給業、ガス供給業（一定のものを除く。）、保険業及び貿易保険業以外の事業を行う法人（公益法人等、特別法人及び人格のない社団等その他一定の法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるものをいう。

② 課税区分

外形対象法人に対しては、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、法人事業税を課する。

③ 課税標準の区分

- イ 付加価値割……各事業年度の付加価値額
- ロ 資本割………各事業年度の資本金等の額
- ハ 所得割………各事業年度の所得

④ 付加価値割の課税標準の算定方法

各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。

イ 報酬給与額

(イ) 原則

各事業年度の報酬給与額は、次の金額（法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額に算入されるものに限る。）の合計額による。

① 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

㊦ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金の掛金等の合計額

(ロ) 労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人

$$\left[\begin{array}{c} \text{上記(イ) ①及び} \\ \text{㊦ の合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{労働者派遣の役務の提供の対価として} \\ \text{その労働者派遣をした者に支払う金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$

(ハ) 労働者派遣契約に基づき労働者派遣をした法人

$$\left[\begin{array}{c} \text{上記(イ) ①及び} \\ \text{㊦ の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{労働者派遣の対価としてその労働者派遣の役} \\ \text{務の提供を受けた者から支払を受ける金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$

(注)

(注) 派遣労働者に係る上記(ハ) ①及び㊦の合計額を限度とする。

ロ 純支払利子

各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額による。

ハ 純支払賃借料

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

ニ 単年度損益

(イ) 内容

各事業年度の単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

(ロ) 法人税の計算の例によらない項目

青色欠損金及び災害損失金の繰越控除、海外投資等損失準備金制度の一部不適用、所得税額等の損金不算入寄附金の損金算入限度額の調整及び外国税額の損金算入の調整など。

(ハ) 雇用安定控除

その事業年度の収益配分額のうちにその事業年度の報酬給与額の占める割合が100分の70を超える法人の付加価値割の課税標準の算定は、その事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

$$\text{(注) 雇用安定控除額} = \left[\begin{array}{c} \text{その事業年度の} \\ \text{報酬給与額} \end{array} \right] - \text{その事業年度の収益配分額} \times \frac{70}{100}$$

⑤ 資本割の課税標準の算定方法

イ 原則

(イ) 各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法に規定する資本金等の額に一定の無償増資の金額を加算し、一定の無償減資の金額を減算した金額とする。

(ロ) 資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合

上記(イ)により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本割の課税標準である各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。

ロ 2以上の資本割が課される事業をあわせて行う内国法人の場合

$$\frac{\text{資本金等の額} \times (\text{Z}) \text{のうちそれぞれの事業に係る従業者の数}}{\text{国内の事務所等の従業者の数 (Z)}}$$

ハ その他調整事項

事業年度が1年に満たない場合、持株会社の場合、資本金等の額が千億円を超える場合、収入金額課税事業（電気供給業においては送電事業等、ガス供給業においては導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業）を併せて行う内国法人の場合、非課税事業を併せて行う内国法人の場合、特定内国法人の場合など。

⑥ 各事業年度の所得の算定方法

イ 各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する。

ロ 法人税の計算の例によらない項目

海外投資等損失準備金制度の一部不適用、繰越欠損金の損金算入の特例、所得税額等の損金不算入寄附金の損金算入限度額の調整及び外国税額の損金算入の調整など。

(2) 小売電気事業 [3]

① 課税区分

電気供給業のうち小売電気事業で資本金の額又は出資金の額が1億円を超えてものは収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により、法人事業税を課する。

② 課税標準の区分

イ 収入割……………各事業年度の収入金額

ロ 資本割……………各事業年度の資本金等の額

ハ 所得割……………各事業年度の所得

③ 収入割の課税標準

イ 内 容

各事業年度の収入金額は、電気供給業にあつては、その各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額からその各事業年度におけるロの収入金額を控除した金額による。

ロ 収入金額から控除するもの

(イ) 国又は地方団体から受けるべき補助金固定資産の売却による収入金額

(ロ) 保険金

(ハ) 有価証券の売却による収入金額

(ニ) 不用品の売却による収入金額

(ホ) 受取利息及び受取配当金

(ヘ) 工事負担金

(ト) 他の収入金額課税法人からの融通電気

(フ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に係る一定の賦課金

(リ) 損害賠償金

(ス) 投資信託に係る収益分配金

(ル) 社宅貸付料等

(7) 電気供給業における託送供給の料金

(7) その他一定のもの

④ 付加価値割の課税標準の算定方法

上記2.(1)④と同じ。

⑤ 資本割の課税標準の算定方法

上記2.(1)⑤と同じ。

(3) 両事業に共通する収入及び経費について [2]

売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した金額をもって、各事業年度の収入金額、付加価値額又は所得を算定する。

3. 分割基準

(1) 鉄道事業等とその他の事業を併せて行う場合 [2]

鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはこれらの事業の分割基準により、その他の事業についてはその他の

事業のうち主たる事業の分割基準により、政令で定めるところにより関係道府県ごとに課税標準額の総額を分割するものとする。

(2) 種 類 [3]

① 鉄道事業及び軌道事業

事務所又は事業所（以下、「事業所等」という。）が所在する道府県の軌道の延長キロメートル数

② 小売電気事業

その2分の1に相当する額は事業所等の数、その2分の1に相当する額は事業所等の従業者の数

(3) 内 容 [2]

① 軌道の延長キロメートル数

イ 事業年度終了の日現在の数値による。

ロ 軌道の延長キロメートル数は、単線換算キロメートル数により、引込線及び遊休線並びに敷設線を含み、他の法人等の所有に係る専用線は含まない。

② 小売電気事業等

イ 事業所等の数

事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計した数値による。ただし、その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日現在の数値による。

ロ 従業者の数

(イ) 原 則

事業年度終了の日現在の数値による。

(ロ) 例外

新設、廃止又著しい変動に該当する事業所等については、一定の方法により計算した数を分割基準とする従業者の数とみなす。

4. 税 率 [3]

(1) 鉄道事業

① 付加価値額……………100分の1.2

② 資本金等の額……………100分の0.5

③ 所得……………100分の1.0

(2) 小売電気事業

① 収入金額……………100分の0.75

② 付加価値額……………100分の0.37

③ 資本金等の額……………100分の0.15

(3) 制限税率

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、上記(1)及び(2)の標準税率に1.2（外形対象法人の所得割については1.7）を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕問2)

鉄道事業と小売電気事業を併営している場合の法人事業税の算定方法を問う出題であった。

このような総合理論・事例問題の出題は、各受験生が必ずしも得意とする形式ではないため、細かい部分まで記述することはできなかったと思われるが、①課税方式を異にする事業を併営している場合、②分割基準を異にする事業を併営している場合、③共通の収入及び経費がある場合、④各割の税率について、各論点を網羅した解答が必要となると考えられる。

採点する際に用意される実際の解答は、解答用紙の枚数を考慮すると、各論点の規定については概要程度の内容であることも想定される。

〔第一問〕問2全体として、合格ラインは13点から17点と予想される。

▶解答への道◀

〔第一問〕問2について

- (1) 問題文中に「…S社の事業税額の算定に当たっての留意事項を中心に説明したいがどのように説明すべきか…」とあることから、直前対策講義第1回で学習した基本文型を前提に解答を作成して欲しい。
- (2) 各課税標準や分割基準など解答範囲も広く、2時間という枠で考える場合、概要的な内容ベースで解答することが現実的な方法となるのではないかと考えられる。したがって各受験生にあっては、具体的な規定について詳しく記述できなくても各論点について網羅性を意識した解答が作成できれば、当該問題について十分合格ラインの得点が取れると考えられる。
- (3) ただし、①共通する収入及び経費ある場合及び②2以上の資本割が課される事業を併営している場合については、丁寧な解答がのぞまれる。

Z-73-J 〔第二問〕 解 答

問 1

○計算過程

(配点—25点—)

1. 資本金等の額

(1) ① 期末の金額 $250,000,000,000\text{円} + 20,000,000,000\text{円} = 270,000,000,000\text{円}$ 1

② 資本金の額及び資本準備金の合算額 $200,000,000,000\text{円} + 61,000,000,000\text{円} = 261,000,000,000\text{円}$ [1]

③ ① $\geq$ ② 270,000,000,000円 1

(2) 事業年度が1年未満の場合

$$\frac{(1)③ \times 6}{12} = 135,000,000,000 \text{円} \quad \boxed{2}$$

(3) 持株会社の場合

$$\frac{35,000 \text{ 百万円} + 45,000 \text{ 百万円}}{900,000 \text{ 百万円} + (900,000 \text{ 百万円} - 50,000 \text{ 百万円})} = 4.5\% \rightarrow 5\% \leq 50/100 \quad \therefore \text{該当しない} \quad \boxed{2}$$

(4) 特定内国法人の場合

① 付加価値額の総額 50,000,000,000円

② 外国の付加価値額 $50,000,000,000\text{円} \times \frac{180\text{人}}{1,140\text{人}+640\text{人}+320\text{人}+600\text{人}+180\text{人} (=2,880\text{人})}$
 $=3,125,000,000\text{円}$

∴ 原則的取扱いである付加価値の額の比で按分する

③ 調整後の金額

$$(2) - \frac{(2) \times 3,125,000,000 \text{ 円}}{50,000,000,000 \text{ 円}} = 126,562,500,000 \text{ 円} \quad \boxed{2}$$

(5) 資本金等の額が千億円を超える場合（形式 2）

① 年千億円以下の金額
 $100,000,000,000\text{円} \times \frac{6}{12} = 50,000,000,000\text{円}$

② 年千億円超、5千億円以下の金額
 $(126,562,500,000\text{円} - 50,000,000,000\text{円}) \times 50\% = 38,281,250,000\text{円}$

③ 課税標準となる資本金等の額
(5)①+(5)②=88,281,250,000円 → 88,281,250,000円 (千円未満切捨)

2. 分割基準

X県 本社 1,140人

工場 640人

$$640 \text{人} + 640 \text{人} \times \frac{1}{2} = 960 \text{人} \quad \boxed{2}$$

・ 期末において資本金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場であるため5割増しをする。

Y県 本社 $120人 \times 2 = 240人 < 320人 \quad \therefore$ 著しい変動あり

$$\frac{120 \text{ 人} + 150 \text{ 人} + 240 \text{ 人} + 220 \text{ 人} + 300 \text{ 人} + 320 \text{ 人}}{6} = 225 \text{ 人} \quad \boxed{2}$$

工場 $600人 \times \frac{5}{6} = 500人$

$$500人 + 500人 \times \frac{1}{2} = 750人 \quad \boxed{2}$$

・ 期末において資本金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場であるため5割増しをする。

X県 $1,140人 + 960人 = 2,100人$

Y 県	225人+750人=	975人
		計 3,075人

3. 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

(1) X県 $88,281,250,000\text{円} \times \frac{2,100\text{人}}{3,075\text{人}} = 60,289,634,146\text{円} \rightarrow 60,289,634,000\text{円}$

(2) Y県 $88,281,250,000\text{円} \times \frac{975\text{人}}{3,075\text{人}} = 27,991,615,853\text{円} \rightarrow 27,991,615,000\text{円}$

問2

○計算過程

(予想配点－15点－)

1. 課税客体の判定 [3]

- (1) 畜産業は、農業に付随して行うものでないことから、第2種事業に該当する。
- (2) 不動産貸付業は、アパートの室数が10室以上であることから、第1種事業に該当する。
- (3) 装蹄師業は、第3種事業に該当する。
- (4) 飲食店業は、第1種事業に該当する。
- (5) 駐車場の賃貸は駐車台数が10台未満であるが、屋内駐車場であることから、駐車場業として、第1種事業に該当する。

2. 課税標準額の算定

(1) 事業専従者控除前の所得

① 事業所得

イ 畜産業 (第2種事業)	78,381,500円－60,730,890円＝17,650,610円
ロ 装蹄師業 (第3種事業)	7,495,000円－1,588,010円＝5,906,990円
ハ 飲食店業 (第1種事業)	6,380,020円－6,790,740円＝-410,720円
ニ 合計	23,146,880円

② 不動産所得

イ 不動産貸付業 (第1種事業)	20,740,800円－16,754,870円＝3,985,930円
ロ 駐車場 (第1種事業)	1,802,680円－308,390円＝1,494,290円
ハ 合計	5,480,220円

③ ①＋②＝28,627,100円 [2]

(2) 事業専従者控除額

① $\frac{28,627,100円}{2人+1} = 9,542,366円$ [2]

② 妻 860,000円 < ① ∴ 860,000円

③ 長男 500,000円 < ① ∴ 500,000円

④ 畜産業に従事する祖父及び飲食店業に従事する長女については、従事した期間が6月以内であるため、事業専従者に該当しない。 [2]

(3) 事業所得

- ① 畜産業 (第2種事業) 17,650,610円－(860,000円＋500,000円)＝16,290,610円 [2]
- ② 装蹄師業 (第3種事業) 5,906,990円
- ③ 飲食店業 (第1種事業) -410,720円
- ④ 合計 21,786,880円

(4) 不動産所得

- ① 不動産貸付業 (第1種事業) 3,985,930円
- ② 駐車場 (第1種事業) 1,494,290円
- ③ 合計 5,480,220円

(5) 損益の合算

(3)＋(4)＝27,267,100円 [2]

(6) 各種控除

事業主控除 $2,900,000円 \times \frac{12}{12} = 2,900,000円$ [2]

(7) 総所得金額 (千円未満切捨)

(5)－(6)＝24,367,100円 → 24,367,000円

(8) 各事業の所得の金額

第1種事業 (7) × $\frac{\text{飲食店業 } -410,720円 + \text{不動産貸付業 } 3,985,930円 + \text{駐車場業 } 1,494,290円}{(5)} = 4,530,313円 \rightarrow 4,530,000円$

第2種事業

畜産業

$(7) \times \frac{16,290,610 \text{ 円}}{(5)} = 14,557,957 \text{ 円} \rightarrow 14,557,000 \text{ 円}$

第3種事業

装蹄師業

$(7) \times \frac{5,906,990 \text{ 円}}{(5)} = 5,278,728 \text{ 円} \rightarrow 5,278,000 \text{ 円}$

3. 分割課税標準額

(1) 分割基準

畜産業	A 県	3 人	
装蹄師業	A 県	1 人	
駐車場業	A 県	1 人	
不動産貸付業	B 県	1 人	
飲食店業	B 県	$4 \text{ 人} \times \frac{6}{12} = 2 \text{ 人}$	2
	A 県	$3 \text{ 人} + 1 \text{ 人} + 1 \text{ 人} = 5 \text{ 人}$	
	B 県	$1 \text{ 人} + 2 \text{ 人} = 3 \text{ 人}$	
		合計	8 人

(2) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

① 第1種事業

A 県

$4,530,000 \text{ 円} \times \frac{5 \text{ 人}}{8 \text{ 人}} = 2,831,250 \text{ 円} \rightarrow 2,831,000 \text{ 円}$

B 県

$4,530,000 \text{ 円} \times \frac{3 \text{ 人}}{8 \text{ 人}} = 1,698,750 \text{ 円} \rightarrow 1,698,000 \text{ 円}$

② 第2種事業

A 県

$14,557,000 \text{ 円} \times \frac{5 \text{ 人}}{8 \text{ 人}} = 9,098,125 \text{ 円} \rightarrow 9,098,000 \text{ 円}$

B 県

$14,557,000 \text{ 円} \times \frac{3 \text{ 人}}{8 \text{ 人}} = 5,458,875 \text{ 円} \rightarrow 5,458,000 \text{ 円}$

③ 第3種事業

A 県

$5,278,000 \text{ 円} \times \frac{5 \text{ 人}}{8 \text{ 人}} = 3,298,750 \text{ 円} \rightarrow 3,298,000 \text{ 円}$

B 県

$5,278,000 \text{ 円} \times \frac{3 \text{ 人}}{8 \text{ 人}} = 1,979,250 \text{ 円} \rightarrow 1,979,000 \text{ 円}$

4. 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

(1) A 県

第1種事業

$2,831,000 \text{ 円} \times \frac{5}{100} = 141,550 \text{ 円} \rightarrow 141,500 \text{ 円}$

第2種事業

$9,098,000 \text{ 円} \times \frac{4}{100} = 363,920 \text{ 円} \rightarrow 363,900 \text{ 円}$

第3種事業

$3,298,000 \text{ 円} \times \frac{3}{100} = 98,940 \text{ 円} \rightarrow 98,900 \text{ 円}$

合計

604,300 円

(2) B 県

第1種事業

$1,698,000 \text{ 円} \times \frac{5}{100} \times 1.1$

2

$= 93,390 \text{ 円} \rightarrow 93,300 \text{ 円}$

第2種事業

$5,458,000 \text{ 円} \times \frac{4}{100} \times 1.1$

2

$= 240,152 \text{ 円} \rightarrow 240,100 \text{ 円}$

第3種事業

$1,979,000 \text{ 円} \times \frac{3}{100} \times 1.1$

2

$= 65,307 \text{ 円} \rightarrow 65,300 \text{ 円}$

合計

398,700 円

○各県に納付すべき事業税額

A 県	604,300 円 3
B 県	398,700 円 3

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕

(問1)は、電気機械器具の製造を行っている法人の資本割額についての税額算定問題であり、①各調整項目の調整方法と②その調整順序について正確な処理が求められる問題であった。

(問2)は、個人事業税の税額算定問題であり、①事業専従者控除額の算定と②各種控除の処理について確実な処理が求められる問題であった。

今回の出題内容は受験生にとって(問1)は必ずしも十分な準備ができなかった問題であったと考えられる。一方、(問2)は十分準備を整えて臨んだ受講生も多いと思われるが、慣れない資料の読み取りに時間がかかったものと考えられる。

しかしながら、今まで様々な形式の答練、実力テスト、上級演習及その他の計算問題を実施していることから、T A C 受講生のなかには(問1)及び(問2)を通じて、着実に得点を重ねられた受講生もいたのではないだろうか。

ただし、両問題を通じて解答内容が多いことから①課税標準額の総額算定、②分割基準の処理、③税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは(問1)が15点前後、(問2)が19点から22点と考えられる。

▶解答への道◀

問1

1 概要

A社について、特定内国法人や持株会社の場合に該当するケースで、資本割額の計算にどのような調整が必要となるかなど、計算過程の段取りをマスターしているかがポイントである。

2 資本金の額及び資本準備金の額の合算額と資本金等の額に無償増資の金額を加算した金額と比較することに注意を要する。

3 事業年度が1年未満の場合

資本金等の額にその事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額とする。

4 持株会社の場合

資料より、令和5年9月30日現在の保有株式割合から、B社、C社の50%以上の株式をA社保有しており、両社はA社の特定子会社に該当する。また、D社については、特定子会社であるC社がD社の株式を55%保有していることからD社もA社の特定子会社に該当する。

5 特定内国法人の場合

資料より、外国分の付加価値額に従業者数によりあん分計算し、資本金等の額については原則的取扱いの付加価値額の比によりあん分する。

この場合、付加価値額の例外的取扱いで処理する従業者の数については、①期末現在の数を使用し、②分割基準のような「新設、廃止、著しい変動」及び「工場5割増し」の調整はしないことに注意を要する。

6 資本金等の額が千億円を超える場合

上記2から5の処理をした後の金額により処理をする。ただし、半年決算法人であることから①千億円以下、②千億円超、5千億円以下等階層区分の処理に注意をすること。

7 税率

資本割の制限税率は1.2であり、外形対象法人の所得割についての1.7との混同に注意をして欲しい。

問2

1 概要

個人事業税の計算について基礎的な論点をマスターしているかがポイントである。

乙氏は「～事業の開業以来、所得税の青色申告書を提出することについて、所轄税務署長の承認を受けたことがない。」となっており、乙氏はいわゆる白色申告者であることに留意すること。

2 事業所得等

必要経費には、事業専従者に係る経費は含まれていないので、各事業専従者の控除額について、正確な金額を算定することが求められる。

3 各種控除

(1) 事業用資産の譲渡損失については、本来白色申告者においても適用があるが、当該車両の譲渡損失201,100円については、事業の用に供しなくなった日の翌日から1年を経過した日前日までに譲渡されたものでないことから、当該規定の対象とはならない。

(2) 令和3年中の事業の所得の計算上算定された損失の額3,720,110円は、乙氏が白色申告者のため、当該損失の金額は、繰越控除されない。

4 分割基準

個人事業税における分割基準は、従業者の数による。新設、廃止、著しい変動に該当する場合には、所定の処理をしなければならない。

5 税率

第1種事業、第2種事業及び第3種事業の税率については、正確な処理が求められるであろう。特に第3種事業に該当する装蹄師業については、3%の税率が適用されることに注意を要する。

また、個人事業税における制限税率は1.1であることも間違いやすい点になる。

6 その他

A県の畜産業の事業所における各月末の従業者数に関し、親族の従事期間の日数や暦による日数をベースに「主として自家労力を用いて行う」か否かの判定をすると次の様な結果となる。

$$1,301日 \times \frac{1}{2} = 650.5日 < 1,181日$$

上記算式から当該畜産業は第2種事業に該当せず、個人事業税は課税されないことになる。

しかし、取扱通知第3章2の1(10)において「主として自家労力を用いて行うものが第2種事業の課税客体から除外されているのは、第2種事業の原始産業たる性格をかんがみ、特に零細なものにまで課税の範囲を広げることは不適當であると認められたことによるものであること。したがってその認定に当たっては、その趣旨に沿うように十分留意するとともに、特に次の諸点に注意すること。」となっており、さらに「ア 自家労力による稼働日数の判定は具体的に極めて困難であるが、その事業形態、収支金額、支出経費の分析等の方法により客観的に判定するよう努めること。」とされている。

そもそも自家労力の判定は地方税法施行令11では「事業を行う者又はその同居の親族の労力によって当該事業を行った日数の合計が当該事業の当該年における延労働日数の2分の1を超えるものとする。」とされており、従事期間の日数や暦上の各月の日数ではなく、いわゆる労働日数を使って計算すること、また、資料から畜産業の収入金額は78百万円以上、その所得は17百万円以上となり、畜産業単独でも事業主控除額(2,900,000円)を優に超えている。

以上を考慮し、当該畜産業は第2種事業として課税されるものとして解答は作成している。

●おわりに

〔第一問〕が合計で35点～39点、〔第二問〕が合計で34点～37点、合計72点がボーダーラインであり、80点以上が合格有望と考えられる。

夏のオンラインイベント(無料)に参加しよう！

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略Zoomセミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

●開催日時及び担当講師

簿記論
8/23(水)
19:30～20:30



安部 洋平

所得税法
8/16(水)
19:30～20:30



信澤 奈津美

財務諸表論
8/18(金)
19:30～20:30



渡辺 俊宏

相続税法
8/27(日)
13:00～14:00



阿部 史生

法人税法
8/27(日)
10:30～11:30



櫻井 洋

消費税法
8/21(月)
19:30～20:30



二宮 良之

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/tacchannel.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:
8/11(金)～



～今が就活最前線！～ どこよりも早い傾向分析と対策！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2023年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:
8/17(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/14(月)
17:00より
公開予定!

- ① 本試験後の
「受験プランニング」
- ② 第73回税理士試験
「解答解説会」Web配信
- ③ 講師インタビュー 簿記・財表・法人・所得・相続・消費
「本試験の所感と合格ライン」

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html



■TACのサービスをご紹介

デ ジ タ ル 教 材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

